

いわて沿岸圏域“しごと”情報発信動画制作業務

業務仕様書

令和 7 年 11 月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて沿岸圏域“しごと”情報発信動画制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

（１）目的

岩手県沿岸圏域（沿岸広域振興局管内の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の９市町村から構成される地域のこと。以下「沿岸圏域」という。）では、東日本大震災津波発災前と比較した人口減少率が県平均と比べて高く、人口減少対策として沿岸圏域への移住定住人口の増加に向けた取組が急務となっているが、各市町村の認知度が低く、知名度の高い市町村に比べて移住への関心を持ちづらいことが課題となっている。

本業務では、市町村ごとに固有の魅力発信を行い認知度向上を図ることで、関係人口の創出や将来的な移住定住につなげることを目的とする。

（２）業務概要

都市部に住んでいて地方移住に対して漠然とした興味関心を抱いており、Instagramの利用割合が高い20～40代に向けて、宮古地域４市町村（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）で働く・暮らす人の様子を軸に地域の魅力を発信するショート動画を制作するもの。

2 業務内容（仕様）

（１）業務の名称

いわて沿岸圏域“しごと”情報発信動画制作業務

（２）委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和８年３月２３日（月）まで

イ 予算額

570千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（３）制作イメージ

ア 制作物

ショート動画の制作（30秒×12本）

イ 内容

宮古地域４市町村のPR動画を以下のテーマに基づき、制作すること。

テーマ	本数（内訳）	備考
沿岸地域で働く若手の紹介	８本 （２本×４市町村）	・ 業種の偏りがないようにすること ・ ただし、同一市町村内では、同一人物や同一職種を取り上げることも可とする
観光名所や地元人気店舗など市町村基礎情報紹介	４本 （１本×４市町）	現地の雰囲気が分かる内容とすること

ウ テイスト

岩手県沿岸地域で働く・暮らす人の様子を軸に、仕事風景やイベントの様子から、その背景にある地域の人の思いや価値観も伝わるような、沿岸地域の魅力をトータルで紹介できるもの。

また、動画を見た視聴者が「行ってみたい」「関わってみたい」「住んでみたい」などを印象付ける内容と構成であること。

エ 素材形式

YouTube、Instagramにアップロード可能な形式

オ 画質

HD

カ 納品方法

動画データを格納したHDD

キ 納 期

以下のスケジュールのとおり、制作した動画を納品すること

期日	1/30(金)	2/20(金)	3/13(金)
本数	4本	4本	4本

ク 納品場所

岩手県 沿岸広域振興局 経営企画部 産業振興室（岩手県釜石市新町6-50）

(2) 自由提案

参加者は「1 業務の目的」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

4 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

5 完了報告書

(1) 完了報告書及び実施報告書の提出

企画提案者は、本業務の完了後、速やかに本仕様書の内容に従い業務を実施したことが分かるよう実施報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（指定様式）と併せて提出すること。

なお、業務完了報告書及び実施報告書については、紙媒体1部及び電子媒体で令和8年3月23日（月）までに提出すること。

(2) 提出場所

岩手県沿岸広域振興局経営企画部

（〒026-0043 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎3階）

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

（２） 再委託の相手方

受託者は、上記「（１）イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

（３） 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「（１）イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記「（３）ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

（４） 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

（５） 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

（６） 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

7 その他

（１） 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。

（２） この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。